

広報

さよう

平成 21 年 9 月

臨時号

台風 9 号豪雨による 応急対策などのお知らせ

豪雨によって被害を受けられた皆さまに対する支援制度などについてまとめましたが、すべてを記載できませんので、**くわしくは担当課、または関係機関に必ずご相談ください。**

被災された皆さまへのお見舞いと復興に向けて

台風 9 号による記録的な集中豪雨によって、想像を絶する大災害が発生して以来、苦しく辛い日々が続いています。

亡くなられたかた 18 名、行方不明のかた 2 名、家屋被害は 1980 棟にもおよび、田畑や山林、道路や上下水道などのライフライン、病院や公共施設など、あらゆるものに甚大な被害が発生し、町民の平穏な生活が一瞬のうちに破壊されてしまいました。

亡くなられたかたがたのご冥福と、行方不明のお二人が一刻も早く見つかることをお祈りいたしますとともに、被災された多くの皆さまに心からお見舞い申し上げます。

町といたしましては、災害の規模があまりにも大きく、お一人おひとりに思うような対応ができず、申し訳なく思っておりますが、行方不明のかたの捜索と被災された皆さまの生活支援を第一に、全職員が一丸となって対策に取り組んでおります。

この災害は、一つの町の対応力をはるかに超えており、悪夢を見ているような惨状ですが、県をはじめ、自衛隊や警察、消防、県内外の自治体、多くの企業や団体、そしてボランティアの皆さまに連日救援に駆けつけていただき、行方不明のかたの捜索やライフラインの復旧、家財や泥の片付けなどに献身的な活躍をいただいておりますこと、本当にありがたく感謝に絶えません。

被災されたかたがたも多くの支援を力に、助け合い、支え合いながら必死に頑張っていることに心から敬意と感謝を申し上げます。

町も皆さまの必死の努力によって、疲労の色が濃い中でも、復旧・復興に向け、歩みを始めたように感じるところです。

町としましては、国、県の支援をいただきながら、被災された皆さまが一日も早くこれまでどおりの生活が取り戻せるよう、できる限りの支援を行い、佐用町の創造的復興に全力を上げて取り組んでまいります。

災害で傷ついたわが故郷を、以前にも増して美しく、安全で住み良い町に復興するために、町民の皆さまのより一層のご協力をいただきますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、全国からの励ましのお言葉、たくさんの義援金や数々の支援活動をいただきましたことに心から感謝し、今後とも更なる温かいご支援を賜りますようお願い申し上げ、取り急ぎの報告といたします。

平成 21 年 8 月 31 日 記

佐用町長 庵道 典章

■**限度額** 300万円

■**お問い合わせ**

災害復興対策室 ☎86-8755 (上月)
☎82-2460 (佐用)

災害援護資金貸付金

災害で家財などの損害を受けたかた、住居の全壊・半壊のかたに対し、生活再建に必要な資金を貸し付けます(所得制限があります)。

■**限度額** 350万円

■**お問い合わせ**

災害復興対策室 ☎86-8755 (上月)
☎82-2460 (佐用)

ひょうご住宅災害復興ローン

被災者が住宅の建設、購入、補修を行うためのローンです。貸付利率は2%です。

■**限度額** 100万円～500万円
(補修は400万円)

■**お問い合わせ**

県住宅政策課 ☎078(362)3611

住宅災害復興融資利子補給

被災者が住宅の建設、購入、補修を行うためのローンに対する利子補給制度です(補給率2%)。

■**お問い合わせ**

災害復興対策室 ☎86-8755 (上月)
☎82-2460 (佐用)

高齢者住宅再建支援

世帯主である65歳以上の被災者で、住宅を建設・購入するかたに、費用の一部を助成します。

■**補助額** 100万円

■**お問い合わせ**

災害復興対策室 ☎86-8755 (上月)
☎82-2460 (佐用)

住宅再建にともなう一時転居者支援

被災住宅の再建のため、一時的に民間賃貸住宅に入居する場合、家賃の一部を助成します。

■**お問い合わせ**

災害復興対策室 ☎86-8755 (上月)
☎82-2460 (佐用)

無利子奨学金

【大学】各大学にご確認ください(学力・家計基準があります)。

【高校】通常の受付は行います。領収書などがあれば、対応できる場合があります(所得制限があります)。各高校にご確認ください。

災害復興住宅融資

災害によって、住宅に被害が生じたかたへの建設資金、購入資金または補修資金の融資の申込みを受け付けています。

■**お問い合わせ** 住宅金融支援機構
☎0570(0860)35

天災融資制度

被害を受けた農林漁業者に対して、再生産に必要な経営資金を融資する制度です。

■**お問い合わせ** 農林振興課 ☎82-0667

日本政策金融公庫の農林業者に対する資金貸付

災害で売り上げが減少し、資金繰りに支障を来している場合に、資金貸付が行われます。

■**お問い合わせ** 日本政策金融公庫神戸支店
☎0120-959015

災害復旧資金貸付

事業所復旧のための融資が受けられます。

■**お問い合わせ** 日本政策金融公庫姫路支店
☎079(225)0571

経営円滑化貸付(災害復旧枠)

災害復旧に必要な設備資金、運転資金が対象です。

■**お問い合わせ** 商工観光課 ☎82-0670

減免制度

税金

【町県民税・固定資産税・国民健康保険税】

被害の程度や前年所得などによって、町税などの一部、または全額が減免されます。

■**お問い合わせ**

町県民税・固定資産税は税務課
☎82-0662

「り災証明書」に記載されている被害の程度で、適用される制度が多くあります。「り災証明書」の取得がまだのかたは、お早めにお問い合わせいたします。

- 発行場所 役場第2庁舎と上月支所
- 発行日時 午前9時～午後5時
土・日・祝日を除く

支給制度

災害弔慰金

災害で亡くなられたかたのご遺族に支給いたします。

区分	弔慰金の額
生計を維持されていたかた	500万円
上記以外のかた	250万円

- お問い合わせ 住民課 ☎82-0660

災害援護金および緊急見舞金

被災者世帯に、被害の程度によって、災害援護金および緊急見舞金を支給します。

区分	援護金の額	見舞金の額
全壊	20万円/世帯	10万円/世帯
大規模半壊	10万円/世帯	10万円/世帯
半壊	10万円/世帯	5万円/世帯
床上浸水	5万円/世帯	2万円/世帯

- お問い合わせ 住民課 ☎82-0660

被災者生活再建支援

住宅が全壊、大規模半壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、支援金を支給する制度です。

①基礎支援金

住宅の被害程度	全壊	大規模半壊	半壊	床上浸水	
				家屋の損傷割合	
				10%～20%未満	10%未満
支給額	100万円	50万円	25万円	15万円	5万円

※床上浸水は家屋の損傷の程度に応じて支給されます。一人世帯の場合、全壊、大規模半壊の基礎支援金は、4分の3になります。

②全壊・大規模半壊住宅の再建方法に応じ支給される加算支援金

住宅の再建方法	建設購入	補修	賃借(公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※半壊家屋の解体も対象になることがあります。

■お問い合わせ

- 災害復興対策室 ☎86-8755 (上月)
- ☎82-2460 (佐用)
- 県復興支援課 ☎078(362)4339

フェニックス共済

条件によって最高600万円の給付を受けることができます。加入者のかたには、(財)兵庫県住宅再建共済基金からお知らせがあります。

■お問い合わせ

- (財)県住宅再建共済基金
- ☎078(362)9400

小中学校の学用品などの支給

災害による経済的な理由で、就学が困難な児童・生徒の保護者を対象に、学用品などを援助します。

- お問い合わせ 教育委員会 ☎82-2424

雇用保険の支給など

災害で事業所がやむを得ず休業し、一時的に離職する場合、失業保険の基本手当が支給されます。

■お問い合わせ

- ハローワーク龍野 ☎0791(62)0981

公的融資制度

被災者生活復興資金の貸付

住家被害を受け、全壊・半壊・床上浸水の「り災証明」の交付を受けたかた、または自家用自動車に被害を受け、被災証明書の交付を受けたかたなどに、必要な資金を無利子で貸し付けます(所得制限などがあります)。

■資金使途

家具・家庭用電気製品など生活必需品の修理・買いかえや、自家用車の修理・買いかえなど

国民健康保険税は住民課

☎82-0660

【所得税】 災害で住宅や家財などに損害を受けた場合、平成21年分の確定申告で所得税の一部、または全部が軽減されます。

■お問い合わせ

相生税務署 ☎0791(23)0231

【県税】 被災状況によって、納税の猶予や減免などが適用されます。

■お問い合わせ

龍野県税事務所 ☎0791(63)5126

自動車取得税は姫路県税事務所

☎079(233)8260または8261

保育料

被害の程度によって、本年8月から10月、または来年1月まで、保育料の一部、または全額を減免します。

■お問い合わせ 福祉課 ☎82-0661

高校の就学援助

授業料の徴収猶予や減免があります。各高校へお問い合わせください。

国民健康保険の医療費の一部負担

被害の程度によって、原則3か月（最長6か月）の期間で一部、または全額を減免します。

社会保険などは、各保険者にお問い合わせください。

■お問い合わせ 住民課 ☎82-0660

介護保険料とサービス利用者負担

災害の程度によって、本年8月から来年3月まで、保険料とサービス利用者負担の一部、または全額を減免します。

■お問い合わせ 健康課 ☎87-8020

後期高齢者医療の保険料と一部負担

災害の程度によって、保険料は本年8月から来年7月まで、一部負担金は原則3か月（最長6か月）の期間で一部、または全額を減免します。

■お問い合わせ 福祉課 ☎82-0661

福祉医療の一部負担

災害の程度によって、本年8月から来年1月まで一部負担金を減免します。

■お問い合わせ 福祉課 ☎82-0661

町営住宅の家賃

被害を受けた町営住宅で、避難している入居者がいる団地を対象に、本年8月から修繕完了までの家賃を免除します。対象世帯には別途通知します。

■お問い合わせ 建設課 ☎82-2019

水道料金

災害で断水、または飲料水として使用できなかった世帯は、9月請求分の基本料金を免除します。また全壊から床上浸水までの「り災証明」によって、10月と11月の基本料金を超過する料金を免除します。

■お問い合わせ 水道課 ☎86-1212

下水道料金

全壊から床上浸水までの「り災証明」によって、9月請求分を免除します。

■お問い合わせ 下水道課 ☎86-1213

その他

タクシー助成券の追加発行

り災証明が発行されたかたは2冊追加購入できます。

■お問い合わせ 福祉課 ☎82-0661

災害ごみ

佐用クリーンセンターか笹ヶ丘公園グラウンドに直接持ち込んでください。災害ごみと家屋解体廃材などは分別して、指定の場所をお願いします。なお、処理手数料は免除します。

■お問い合わせ

佐用クリーンセンター ☎82-0293

手数料の無料化

住民票、印かん証明など、災害手続きに関する手数料は無料です。窓口でお申し出ください。

■お問い合わせ 住民課 ☎82-0660

税務課 ☎82-0662